

昭和二十五年七月二十八日受領  
答 弁 第 四 七 号

(質問の 四七)

内閣衆質第三九号

昭和二十五年七月二十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員並木芳雄君提出船舶戦争保険制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員並木芳雄君提出船舶戦争保険制度に関する質問に対する答弁書

韓国水域就航船舶に対する戦争保険については、保険会社が戦争危険担保特約付船舶保険を引受けた場合、政府において、戦争危険についても再保険する途を開くこととし、目下手続中である。その方法としては昭和二十五年度の予算に計上されている三十億円を限度とする「国庫債務負担行為、船舶及び積荷保険再保険」に基いて、現に東亜火災海上再保険株式会社との間に締結されている海上保険の再保険契約を改訂し、担保危険の範囲を拡張することにより、保険会社の引受けた戦争危険に因る損害で二億円を超える部分を政府において負担することとし、以て保険会社の戦争危険の引受を円滑ならしめようとするものである。

右答弁する。